

平成
26年度

税制改正



25年度税制改正・26年度税制改正一体として、デフレ脱却・経済再生に向けた経済好循環の実現をサポートし、同時に税制抜本改革を着実に実施します。

このパンフレットは、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）及び「地方法人税法」（平成26年法律第11号）等の内容を分かりやすくまとめたものです。

※ 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方法人税法」は平成26年3月20日に可決・成立しました。

平成26年4月
財務省

平成26年度 税制改正

法人課税 3



(1) 法人税

① 所得・消費の拡大

- ・所得拡大促進税制の拡充・延長 ・復興特別法人税の1年前倒し廃止
- ・交際費課税の緩和・延長

② 民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

- ・生産性向上設備投資促進税制の創設 ・中小企業投資促進税制の拡充・延長
- ・既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設 ・研究開発税制の拡充・延長
- ・ベンチャー投資促進税制の創設 ・事業再編促進税制の創設

(2) 地方法人課税

- ・地方法人課税の偏在是正

消費税関係 10

- ・外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
- ・簡易課税制度のみなし仕入率の見直し



車体課税12

- ・自動車重量税の見直し
(参考) 地方税における車体課税の見直し



個人所得課税13

- ・給与所得控除の見直し
- ・NISAの利便性向上のための見直し



国際課税15

- ・国際課税原則の見直し
(総合主義から帰属主義への変更)



納税環境整備16

- ・猶予制度・税理士制度の見直し



参考

平成25年度税制改正の主な改正項目

参考

平成26年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

法人課税



(1) 法人税

① 所得・消費の拡大

拡充・延長

所得拡大促進税制の拡充・延長

【所得税でも同様の措置を講じます】

◆ 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行います。具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長します。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件(改正前:5%以上)について次のとおりとします。

- ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等[※]に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること(改正前:以上であること)とします。

※ 適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。

〔平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用します。なお、同日前に終了する事業年度(平成25年4月1日以後に開始し旧制度の適用なし、新制度の要件満たす)分の税額控除相当額は、平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度で上乗せ控除〕

参考 改正前の制度の概要

- 基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できます。

改正内容

平成25・26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28・29年度：5%以上

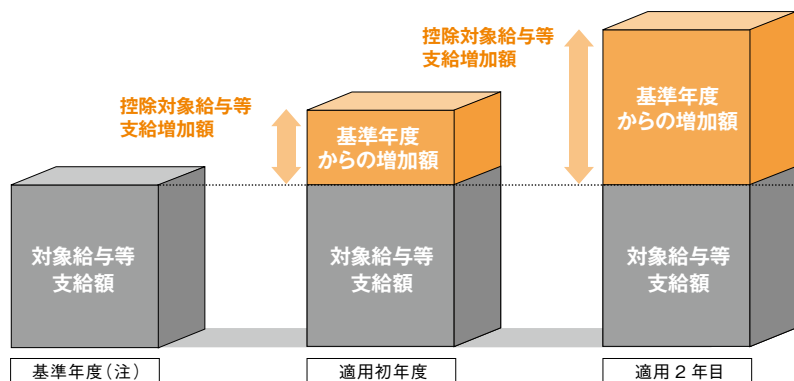
【要件】

- (1) 基準年度と比較して 5%以上 給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

改正内容

継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

廃止

復興特別法人税の1年前倒し廃止

◆ 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒して終了します。

※ これに伴い、復興特別所得税額を法人税の申告において法人税額から控除できることとします。

参考 改正前の制度の概要

- 法人税の納税義務者は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額(所得税額控除等の適用前の法人税額)に対して10%の付加税(復興特別法人税)を納付する義務があります。

緩和・延長

交際費課税の緩和・延長

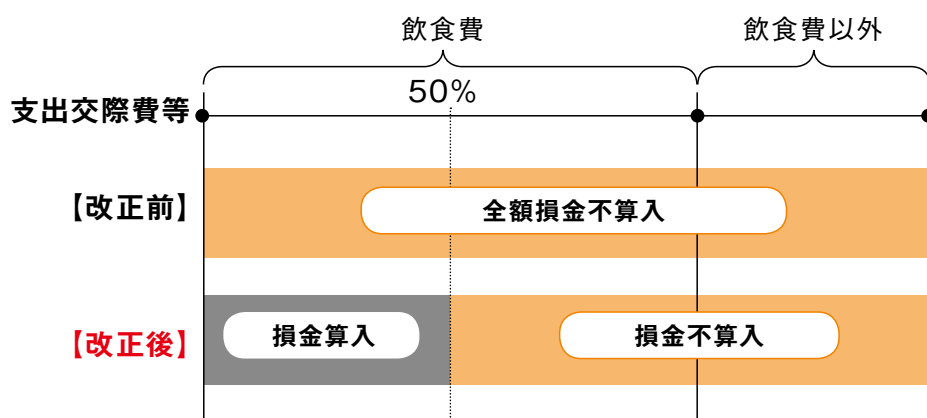
◆ 交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費のうち飲食のための支出(社内接待費を除く。)の50%を損金算入可能とします。

※ 中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

[平成26年4月1日以後に開始する適用年度について適用します。]

参考 改正前の制度の概要

- 法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、年800万円に達するまでの全額損金算入可。



※ 中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらかを選択

②民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

生産性向上設備投資促進税制の創設

【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設します。
- ◆ 具体的には、産業競争力強化法等の中で規定される以下の設備等の取得等をして事業供用した場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができることとします。

(1) 先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備で、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの（中小企業者等については一定のソフトウェア等を含む。）。

※ 上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの。

〔産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をする設備等について適用します。〕

先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの

産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却（即時償却）又は税額控除

設備等の種類	～28.3.31	～29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

中小企業投資促進税制の拡充・延長

【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、現行制度の適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得又は製作をした場合には、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%税額控除）ができる措置を追加します。

〔産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得又は製作をする設備等について適用します。〕

参考 改正前の制度の概要

- 中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額（下記⑤は取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可）ができます。

【特定機械装置等】

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

【改正内容】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正内容
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円 以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備投資については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は繰越税額控除ができる。

新規

既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 老朽化した建築物を更新すること等による防災力の向上等を図るため、耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、耐震改修対象建築物の耐震改修を行った場合に25%特別償却ができる制度を創設します。

〔平成26年4月1日以後に取得又は建設をする建築物について適用します。〕

改正耐震改修促進法（平成25年11月25日施行）

- ① 不特定多数の者が利用する大規模な建築物（病院、旅館など）
- ② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物
- ③ 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物



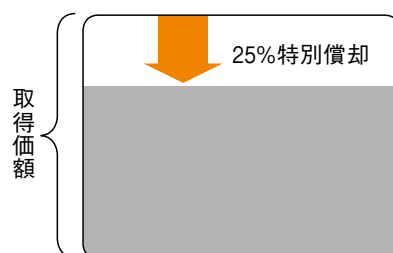
- ・耐震診断の実施、その結果を所管行政庁へ報告義務
→ 所管行政庁はその報告の内容を公表
- ・耐震性が確保されていなかった場合には、所有者は耐震改修を行う努力義務
→ 所管行政庁の耐震改修に係る指導・助言、指示。指示に従わない場合には公表

【改正内容】

- ◎ 平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告



耐震基準に適合する耐震改修を実施



研究開発税制の拡充・延長

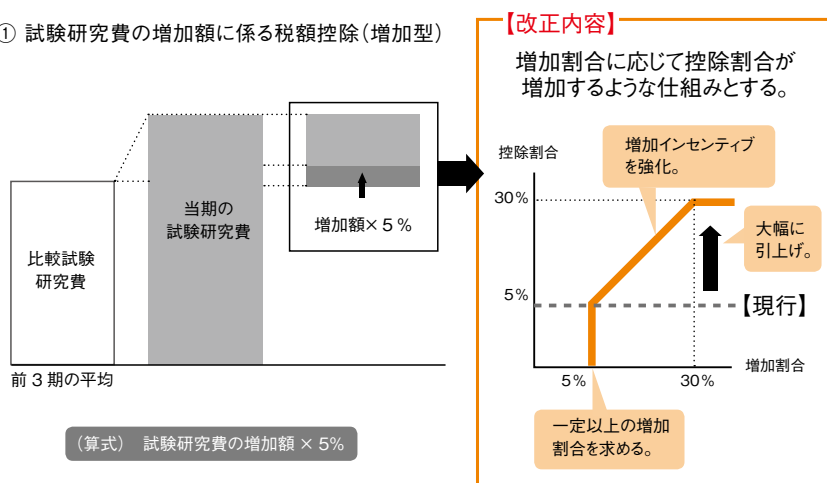
【所得税でも同様の措置を講じます】

- ◆ 研究開発投資の拡大を一層加速させる観点から、上乘せ措置（増加型・高水準型）について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合を引き上げる仕組みに改組します。（税額控除割合5%⇒5%～30%）

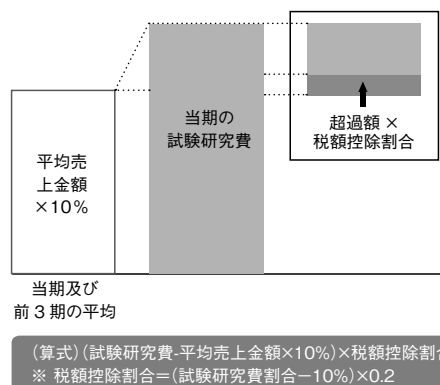
〔平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。〕

○ 研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）（平成25年度末に期限切れ） → 3年間延長

① 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）



② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除（高水準型）



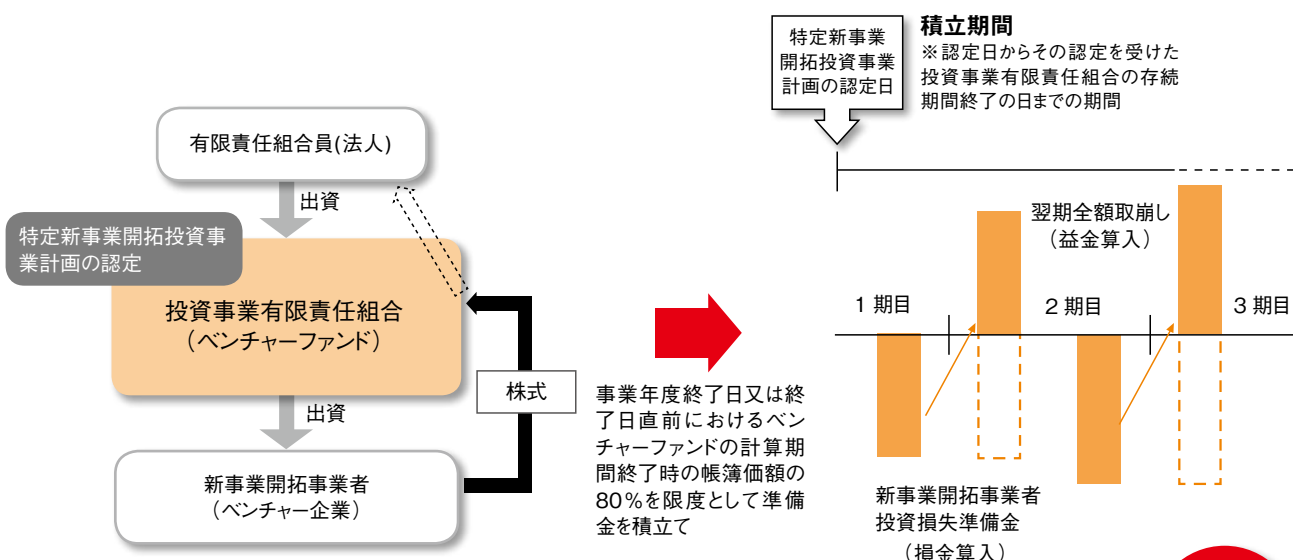
（注）上記の研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）については、総額型（試験研究費の総額の8～10%（中小企業者等は12%）の税額控除）の上限（当期の法人税額の30%）とは別枠（法人税額の10%）で適用できる。



ベンチャー投資促進税制の創設

- ◆ 産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に同法に基づき計画の認定を受けたベンチャーファンドを通じて、事業拡張期にあるベンチャー企業等へ出資した場合には、その出資に係る損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度を創設します。(ベンチャー企業等の株式の期末帳簿価格の80%損金算入)

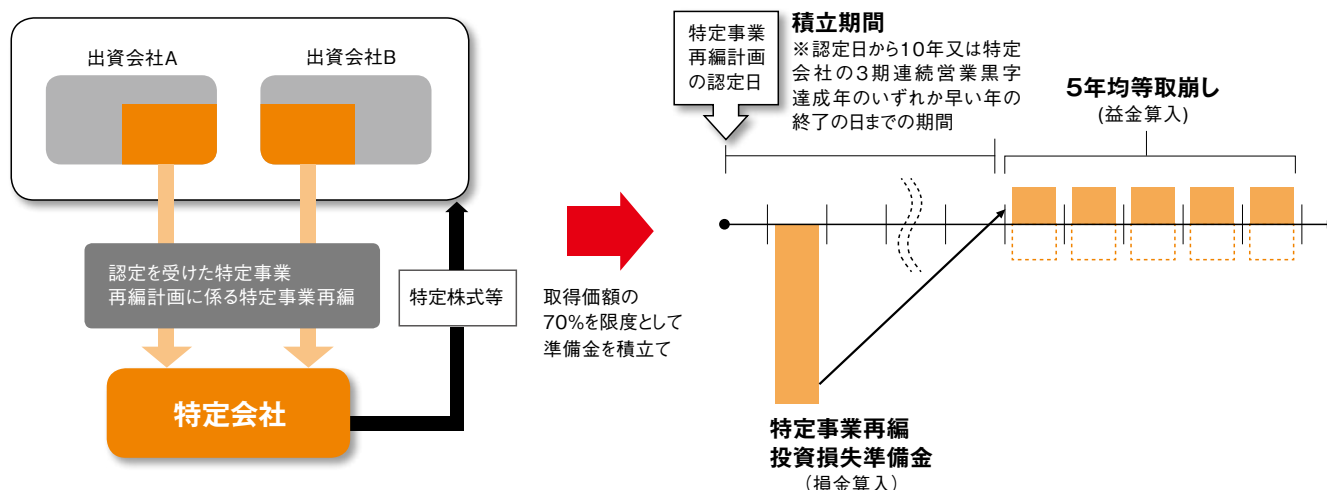
〔平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用します。〕



事業再編促進税制の創設

- ◆ 産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に同法に基づく計画の認定を受けて、複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合には、その事業再編による特定会社に対する出資金・貸付金の損失に備える準備金について損金算入を可能とする制度を創設します。(出資金・貸付金の70%損金算入)

〔平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用します。〕



(2) 地方法人課税

地方法人課税の偏在是正

- ◆ 地方団体の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げにあわせて地方法人税を創設し、その税収全額を交付税原資化します。
- ◆ 暫定措置である地方法人特別税・譲与税の規模を縮小します。

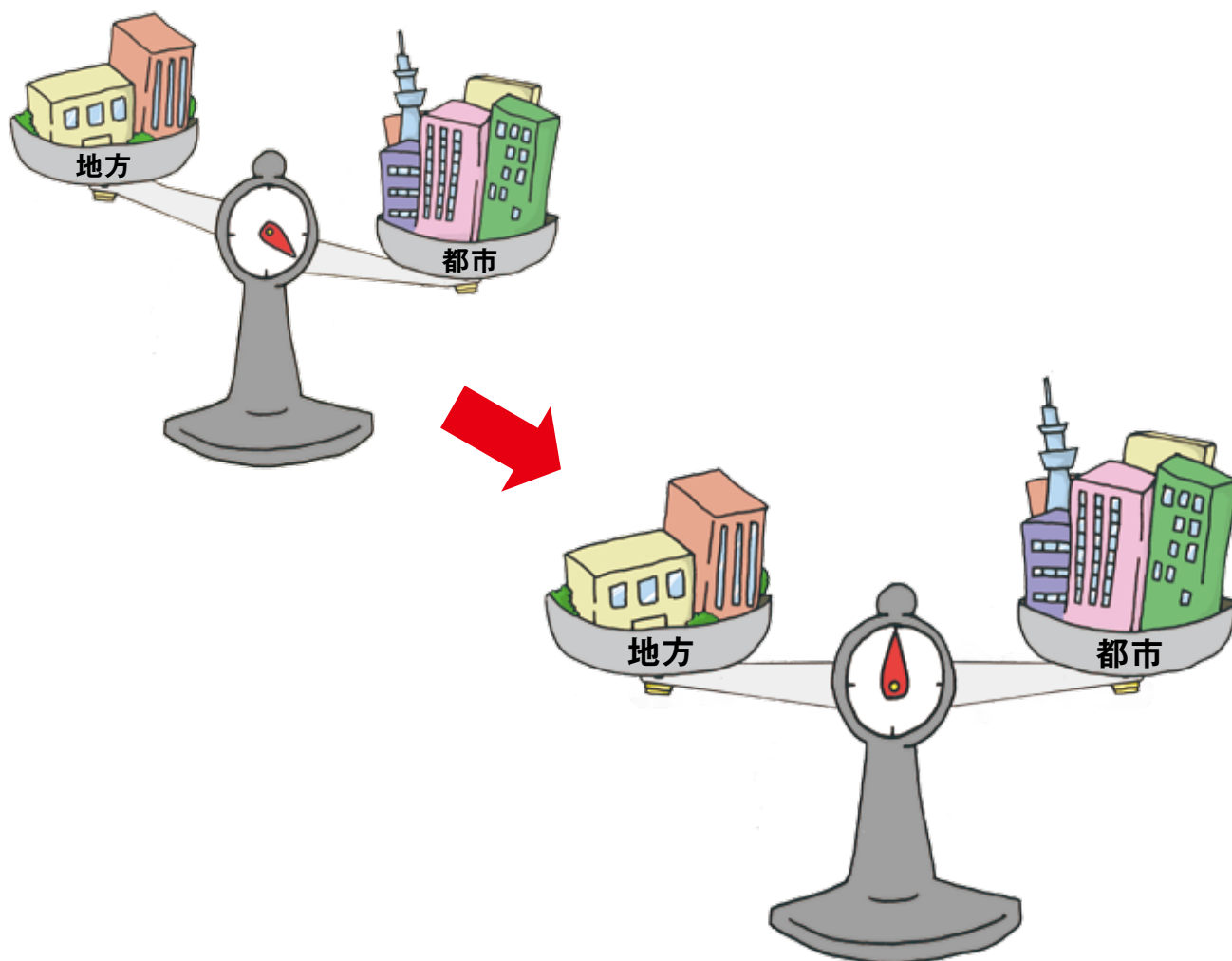
〔平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用します。〕

1. 地方法人税の創設

- ・納税義務者：法人税を納める義務がある法人
- ・課税標準：基準法人税額（所得税額や外国税額等の控除前の法人税額）
- ・税率：4.4%
- ・申告納付先：国（税務署）
- ・税収の用途：地方交付税として地方団体へ配分

2. 地方法人特別税・譲与税の規模縮小

地方法人特別税から法人事業税へ3分の1相当を還元



消費税関係

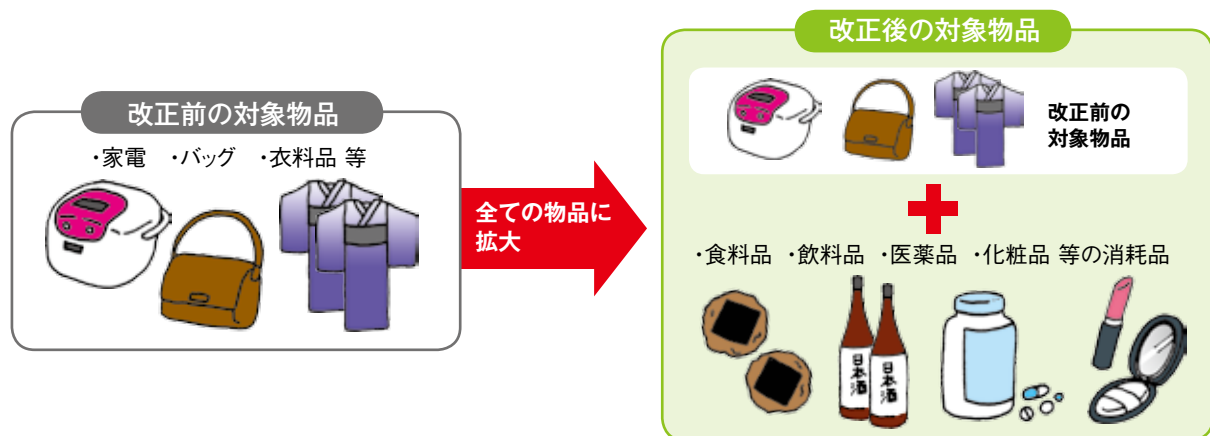


見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

- ◆ 外国人旅行者向け消費税免税制度について、免税対象を飲食料品や化粧品等の消耗品へ拡大し、併せて購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行います。

〔平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用します。〕



手続きの簡素化・不正防止措置等

- ① 購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化。
- ② 免税店をさらに増加させる観点から、観光庁が中心となってPR等の施策を実施。
- ③ 適正な執行を担保する仕組みを導入。

(新たに拡大する品目について、一定の包装(シール封印等)、金額上限(1日1人1店舗あたり50万円以内)等を設ける。)



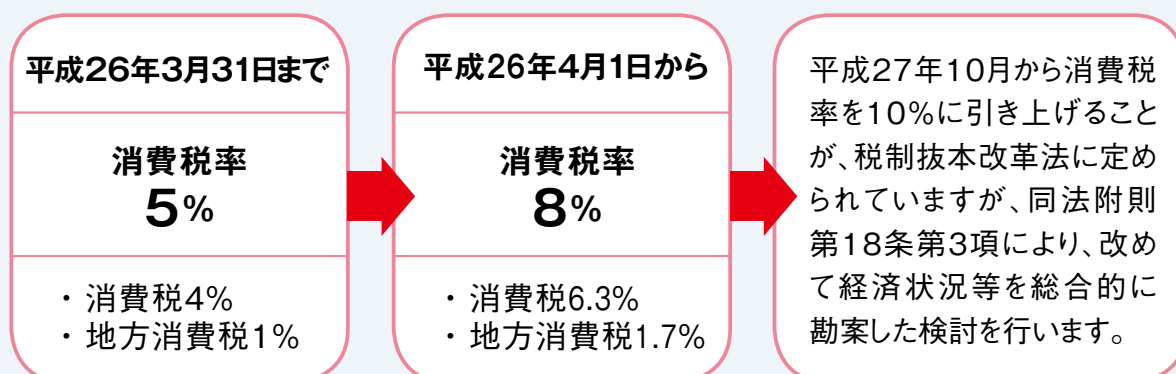
見直し

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

- ◆ 簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業及び保険業を第4種事業(60%)から第5種事業(50%)、不動産業を第5種事業(50%)から第6種事業(40%)とします。

〔原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用します。〕

『平成26年4月から消費税率が8%に引き上がりました』



「社会保障と税の一体改革」は、社会保障制度を財政的にも仕組みのにも安定させることで、だれもが安心して利用できるようにするための改革です。

○消費税率の引上げと経済成長の両立のために～経済政策パッケージ～

消費税率引上げの影響を抑えるとともに、経済成長力の底上げと景気の好循環を実現させるため、所得の低い方や子育て世帯に対する1万円の臨時給付金の支給、住宅ローン減税の拡充、住宅購入に対する現金給付、雇用対策などの「経済政策パッケージ」も同時に行っています。

○消費税を適正に価格に転嫁するために

- 消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。納税義務者は事業者となっていますが、事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。
- 事業者の方々が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組んでいます。

消費税転嫁対策特別措置法(平成25年10月1日施行)

- ・一旦取り決めた対価の減額や買ったときによる消費税の転嫁拒否等の禁止
- ・消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
(「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告の禁止)
- ・総額表示義務の特例(税込価格と誤認されない表示であれば、税込価格を表示しない表示方法が認められます。)
- ・転嫁カルテル・表示カルテルの独禁法の適用除外(公取委への事前届出制)

車体課税



見直し

自動車重量税の見直し

- ◆ 自動車重量税について、エコカー減税の拡充を行うとともに経年車に対する課税の見直しを行います。

◎エコカー減税の拡充

	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	▲50%
H27年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

(注)上記は、ガソリン乗用車の例。

	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	免税
H27年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

[平成26年4月1日以後に新車新規車検を受ける車について適用します。]

◎経年車に対する課税の見直し

	～13年	13年超	18年超
自家用乗用車 ・車両重量0.5tごと	4,100円	5,000円 ⇒ 5,700円	6,300円
自家用バス・トラック(2.5t超) ・車両総重量1tごと			

(注1)上記は、1年間当たりの「当分の間」税率。他の車種についても同様の見直しを行います。ただし、営業用車の税率の変更はありません。

(注2)急激な負担増とならないよう、2段階での引上げを行います。(上記のケースでは、平成26年度から5,400円に、平成28年度から5,700円に引き上げます。他の車種についても同様。)

参考 地方税における車体課税の見直し

見直し

自動車取得税の見直し

- ◆ 自動車取得税については、自家用自動車(軽自動車を除く)は3%、営業用自動車及び軽自動車は2%とします。また、エコカー減税について、現行、税率75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%にする等の拡充を行います。

軽自動車税の見直し

見直し

- ◆ 四輪車等について
 - ① 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げます(これ以前から所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行税率のまま)。
 - ② 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、約20%の重課を導入します(平成28年度分から)。
- ◆ 二輪車等について
平成27年度以降、税率を現行の約1.5倍(最低2,000円)に引き上げます。

個人所得課税

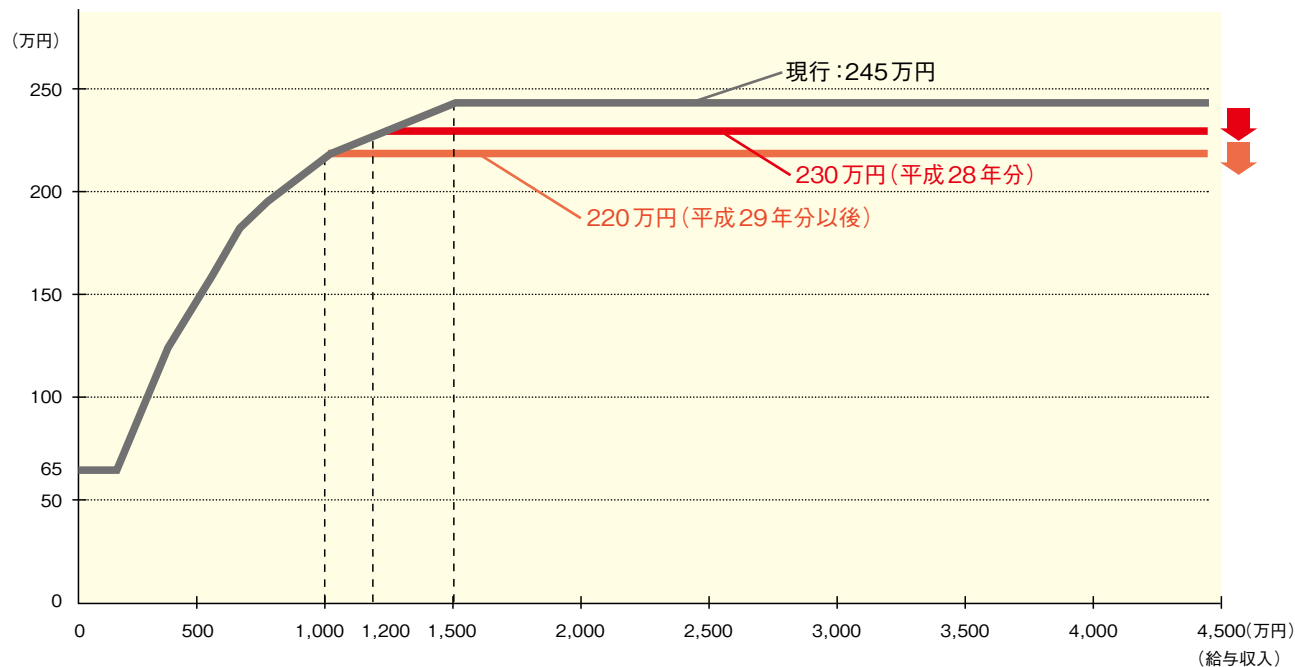


見直し

給与所得控除の見直し

- ◆ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要であることから、見直しを行います。
- ◆ 具体的には、給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成28年分は1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げます。

（給与所得控除額）



NISAの利便性向上のための見直し

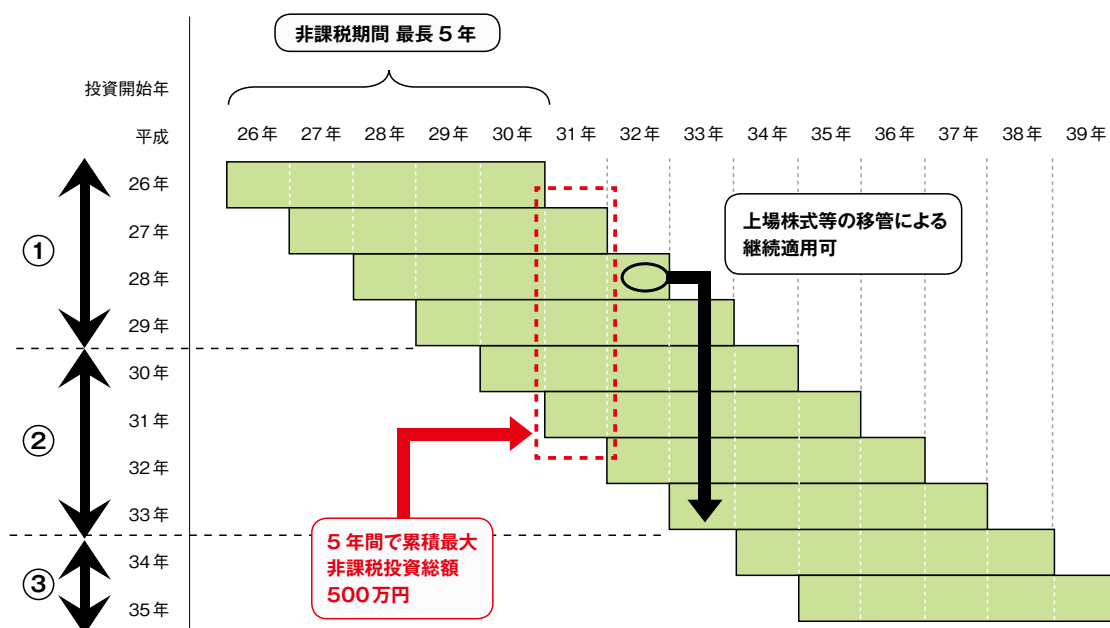
- ◆ NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)について、1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を可能とするとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を可能にします。

〔平成27年1月1日から適用します。〕

NISAの概要

- 1.非課税対象 : NISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 2.開設者(対象者) : 口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
- 3.非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限
- 4.非課税投資総額 : 最大500万円(100万円×5年間)
- 5.口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの10年間(毎年新たな口座開設は不要※1)
- 6.保有期間 : 最長5年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)

<NISAのイメージ>



〈改正前〉

- ①②③の各期間内では、
- (1) NISA口座開設金融機関の変更はできない。
 - (2) 一旦NISA口座を廃止した場合には口座の再開設はできない。



〈改正後〉

- (1) NISA口座開設金融機関の毎年の変更を可能にする。(※2)
- (2) NISA口座を廃止した場合でも、NISA口座の再開設を可能にする。(※3)

【平成27年1月1日から適用】

(※1) ①②③の各期間ごとに金融機関を選択し、その期間内に金融機関を変更しない場合には、新たな手続は不要。

(※2) 金融機関の変更は、その変更しようとする年にNISA口座に上場株式等を受け入れていない場合にのみ可能。

(※3) NISA口座を廃止した年に既にNISA口座に上場株式等を受け入れていた場合は、NISA口座の再開設は翌年以降から可能。

国際課税

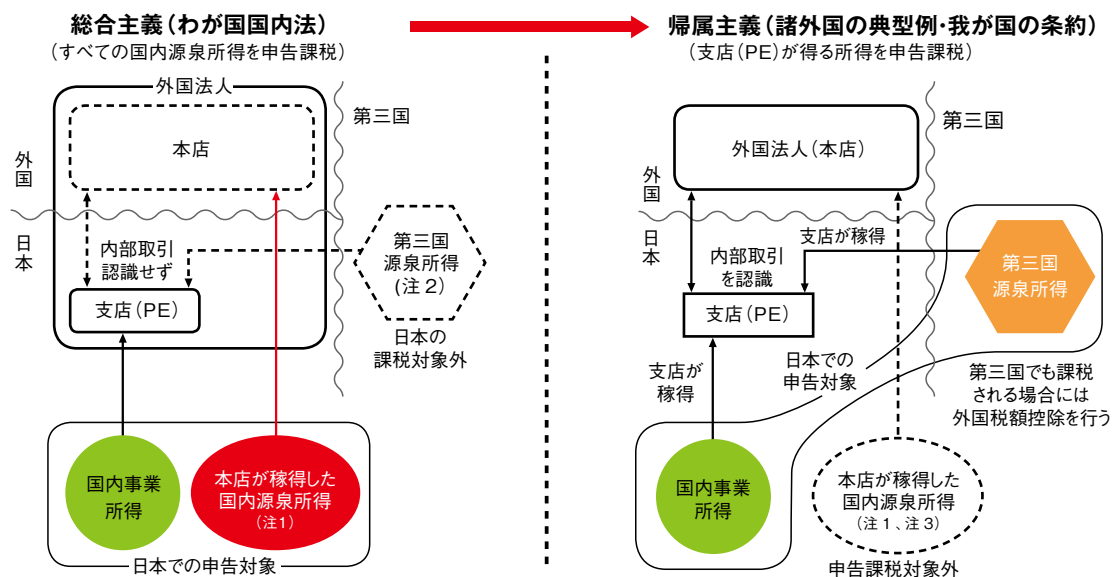


見直し

国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

- ◆ 外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直します。
- ◆ 具体的には、
 - 外国法人等の支店（PE:Permanent Establishment）が得る所得については、支店が本店から分離・独立した企業であったとした場合に得られる所得とするとともに、本店と支店との間の内部取引を認識します。
 - 支店が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために新たに支店のための外国税額控除制度を創設します。

〔国税については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税について適用します。〕



(注1) 本店が支店 (PE) を介さずに行う直接投資等

(注2) 支店 (PE) が行う国外投融資で第三国において課税されているもの

(注3) 原則として源泉徴収で課税関係終了

納税環境整備



見直し

猶予制度・税理士制度の見直し

- ◆ 納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく「換価の猶予」を創設するなど、納税の猶予や換価の猶予の見直しを行います。
- ◆ 税理士制度について、税理士の業務や資格取得のあり方などの見直しを行います。

税制に関するパンフレットをお届けします。

財務省主税局では、当パンフレットをはじめ、税制に関するパンフレットを無料でお届けしています。

パンフレットの送付を希望される方は、下記アドレスまで必要事項*を記載の上、ご連絡下さい。

※①住所 ②氏名 ③電話番号 ④パンフレット名称 ⑤部数

E-Mail:zeisei@mof.go.jp

パンフレットの種類



平成26年度税制改正について説明した
「平成26年度税制改正」
(平成26年4月)



税制について分かりやすく説明した
「もっと知りたい税のこと」
(平成25年7月)

(参考)財務省HP「税制に関するパンフレットをお届けします。」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/haifu/index.htm

参考 平成25年度税制改正の主な改正項目

○個人所得課税

・所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を創設。

・NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設

10年間、500万円の非課税投資を可能とするNISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設。

・住宅ローン減税等の拡充

住宅ローン減税を平成29年末まで延長するとともに、平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅を取得した場合の最大控除額を500万円、それ以外の住宅を取得した場合には400万円に拡充。

○資産課税

・相続税の見直し

相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ。相続税の最高税率を55%に引き上げる等、税率構造の見直し。

・贈与税の見直し

贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直し。

・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設。

○法人課税

・生産等設備投資促進税制の創設

2年間の時限措置として国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%特別償却又は3%税額控除ができる制度の創設。

・研究開発税制の拡充

2年間の時限措置として税額控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲を拡大。

・所得拡大促進税制の創設

基準年度と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合に、その支給増加額の10%税額控除ができる制度を創設。

・雇用促進税制の拡充

税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げ。

・中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人の支出交際費を800万円まで全額損金算入とする拡充。

○納税環境整備

・延滞税等の見直し

延滞税・利子税・還付加算金について、現在の低金利の状況に合わせ引下げ。

参考 平成26年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（単位：億円）

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項		
(1)生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
(2)研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
(3)中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
(4)ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
(5)事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
(6)既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
(7)所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
II Iに追加して決定する事項		
1.個人所得課税		
(1)給与所得控除の見直し	810 (380)	- -
(2)企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	▲ 70	▲ 20
個人所得課税 計	740	▲ 20
2.法人課税		
(1)交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 430	▲ 290
(2)国家戦略特別区域における税制措置の創設	▲ 20	0
(3)集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の廃止	10	10
法人課税 計	▲ 440	▲ 280
3.消費課税		
(1)車体課税		
①自動車重量税のエコカー減税の拡充	▲ 160	-
②経年車に係る自動車重量税の税率の見直し	150	80
小 計	▲ 10	80
(2)非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	▲ 150	▲ 130
(3)消費税		
①簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	180	-
②外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
小 計	80	▲ 50
消費課税 計	▲ 80	▲ 100
合 計	▲ 4,470	▲ 5,810

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入しています。

(注2) 「II 1. (1) 給与所得控除の見直し」の平年度の増収見込額は平成29年施行分適用後の増収見込額で、カッコ書きは平成28年施行分適用後の増収見込額です。

(注3) 復興特別法人税の1年前倒し廃止に伴う特別会計分の減収見込額は、平成26年度▲6,453億円となります。

(注4) 「II 3. (1) 車体課税」の増減収見込額は、特別会計分(平年度▲4億円、初年度34億円)を含みます。

(注5) 地方法人税の創設による特別会計分の増収見込額は、平年度4,845億円、初年度3億円。地方法人特別譲与税の増減収見込額(国税の税制改正に伴うものを含む。)は、平年度▲7,100億円、初年度▲211億円となります(総務省試算)。

(注6) 上記の計数に、地方税分の改正増減収見込額と地方法人税・地方法人特別譲与税の改正増減収見込額を含めると、平年度▲6,486億円、初年度▲7,391億円となります。

財務省ホームページでは、税制についての情報を提供しています。
是非ご利用ください。

STEP
1

<http://www.mof.go.jp>

又は

財務省

検索



STEP
2

税制
(国の税金のしくみ)

をクリック ⇒ 税制ホームページへ

税制ホームページ

税制改正の内容、各種税制の資料(図解)などをご覧いただけます。

パンフレットの提供

税制に関するパンフレットをダウンロードできます。

税制メールマガジン配信サービス

税に関する情報を、楽しく、分かりやすくお届けしています。
是非ご登録ください。

キッズコーナー

税の意義・役割や日本の財政の状況などについて、
楽しく学べるコンテンツです。